

◎佐賀県条例第15号

佐賀県漁港管理条例の一部を改正する条例

佐賀県漁港管理条例（昭和48年佐賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第3（第14条関係）				別表第3（第14条関係）			
区分		単位	単価	区分		単位	単価
略				略			
暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>90円</u>	暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>100円</u>
	外径又は外辺が0.3メートル未満のもの		<u>50円</u>		外径又は外辺が0.3メートル未満のもの		<u>60円</u>
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐賀県漁港管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る占用料について適用し、同日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。